

新県立体育館整備・運営事業 実施方針等に関する意見・提案の回答

- 新県立体育館整備・運営事業の実施方針等に関する意見・提案の回答を次のとおり公表します。
- 意見・提案の内容は原文のまま掲載していますが、該当箇所の表示については、一覧表として整理する都合上、修正しています。
- 回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今回受付した質問及び意見・提案のほか、今後実施する対話等を踏まえ、関係資料を精査し、最終的には入札公告時に提示します。

令和6年4月15日
秋田県

1. 実施方針に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
1	実施方針	2	1	1	(7)					事業方式	体力測定室の運営費用について、落札後変更が生じ、提案時から増額となった場合には、貴県にてご負担いただきたく存じます。	リスク分担の詳細については、入札公告時までにお示しします。
2	実施方針	2	1	1	(7)					事業方式	BTO方式（指定管理者制度）ではなく、BT+コンセッション制度とすることを希望します。指定管理者制度では、料金設定の自由度が低いうえに、非貸館収入（スポンサー/ホスピタリティ/飲食・物販）等における収入のアップサイドが見込めないため、サービス向上に対する民間側のインセンティブが上手く引き出せないかと考えます。コンセッション方式の導入による自由度の高い運営を民間事業者にも認めることが、より良いサービスを利用者に提供するうえでも、官民双方にとって望ましいと考えます。	施設の用途や特性などを考慮し、本事業はPFI-BTO方式で実施します。
3	実施方針	2	1	1	(7)					事業方式	「体力測定室の運営は、公益財団法人秋田県スポーツ協会が担うものとし、当該SPCは、その運営業務を同協会に委託する」とありますが、事業者がコントロールできないにも関わらず、一旦はSPCがリスクを負うスキームとなることに懸念があります。県からの直接の委託ではなく、SPCからの委託とする意図をご教示ください。	施設の一体的な維持管理・運営という観点から、SPCを介して公益財団法人秋田県スポーツ協会が業務を担うことが効率的と考えております。
4	実施方針	3	1	1	(7)					事業方式	秋田ノーザンハピネッツや秋田県スポーツ協会との連携内容についてはPFI事業者の業務実施体制にも影響しますので、早めに開示いただくようお願いいたします。	秋田ノーザンハピネッツ株式会社との連携の内容として、設計業務において同社の意見を参考とすることや、カーディング等Bリーグのホームアリーナ使用基準に沿った施設運営を行うことのほか、興行時における交通渋滞対策や公園利用者の安全対策に関する情報共有などを想定しています。また、実施方針に記載のとおり、公益財団法人秋田県スポーツ協会は、体力測定室等を用いて行う体力診断業務を実施することとなります。
5	実施方針	3	1	1	(7)					事業方式	お示しいただいたスキームイメージでは、秋田県スポーツ協会は協力企業としてコンソーシアムの一員となる。との理解でよろしいでしょうか。帰責の点でもスポーツ協会の業務はSPC及び選定コンソーシアムと切り分けていただきたく、秋田ノーザンハピネッツ同様、相互連携としていただくようお願い致します。	前段は、御理解のとおりです。リスク分担の詳細については、入札公告時までにお示しします。
6	実施方針	5	1	1	(11)	1)	①			施設整備業務の対価	国庫補助金等について、公告時から金額及び適用の可否について変更が生じた場合には、事業者の資金調達計画にも影響し追加で金融機関への手数料が発生する可能性がございます。その場合の追加手数料については貴県にご負担いただきたく存じます。	リスク分担の詳細については、入札公告時までにお示しします。
7	実施方針	5	1	1	(11)	1)	②			開業整備業務の対価	開業準備業務の対価については、割賦払いではなく、業務終了後一括でお支払いいただきたく存じます。	サービス購入料の考え方については、入札公告時までにお示しします。
8	実施方針	5	1	1	(11)	1)	①			施設整備業務の対価	割賦払いによる割賦金利の基準金利について、マイナス金利の解除を受け、今後更に基準金利が上昇する可能性がございますので、金利により事業費が圧迫されないよう提案時の基準金利の基準日は入札公告公表時点のものではなく、予定価格を算定した時点のものとしていただきますようご検討をお願いいたします。	御意見として承ります。

1. 実施方針に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
9	実施方針	5	1	1	(11)	1)	③			統括管理業務、維持管理、運営業務の対価	支払方法については、光熱水費の支払い原資の都合から、四半期払いとしていただきますようお願いいたします。	御意見として承ります。
10	実施方針	5	1	1	(11)	2)				施設の利用に係る収入	<p>利用料金は、Bリーグ興行時は200から250万円程度とされ、その他の興行時においても予め条例で定められた料金の範囲で、県の承認を得て事業者が定めると解釈できるが、大きなイベントを誘致するためには利用料金の自由も必要と考えられます。</p> <p>例えば、コンセッション事業（※1）とすれば、興行等の利用料金については、条例によらず、事業者の提案に基づき県と協議したうえで、事業者が利用料金を定めることが可能となると推測されます。</p> <p>また、内閣府やスポーツ庁など、国においてもPFI方式のなかでも、これらメリットが多くかつ法的根拠もあるコンセッション方式の活用を特に推奨（※2）していると思います。</p> <p>（参考） ※1 愛知県や豊橋市の事例 ※2 「スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン（令和5年12月改定）」など</p> <p>《参考資料：愛知県新体育館整備・運営等事業実施方針 P.5（ウ）利用料金収入等》 《参考資料：豊橋市 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業 実施方針 P.11（10）事業者の収入等》</p>	施設の用途や特性などを考慮し、本事業はPFI-BTO方式で実施します。
11	実施方針	6	1	1	(12)					PFI事業者から県への支払い（プロフィットシェアリング）	プロフィットシェアリングに加えてロスシェアリングも規定していただけないでしょうか。	ロスシェアリングの導入は想定しておりません。
12	実施方針	6	1	1	(12)					PFI事業者から県への支払い（プロフィットシェアリング）	事業期間中、想定外の事情により利用料金収入が見込み額を大きく下回る場合も想定されます。プロフィットシェアとロスシェアは表裏一体の関係であり、プロフィットシェアの考え方を導入するのであれば、一定以上の収入低下に対しても、ロスシェアの考え方の導入についてもご検討いただけますでしょうか。	No.11の回答を御覧ください。
13	実施方針	6	1	1	(12)					PFI事業者から県への支払い（プロフィットシェアリング）	事業期間中、想定外の事情により利用料金収入が見込み額を大きく下回る場合も想定されます。プロフィットシェアとロスシェアは表裏一体の関係であり、プロフィットシェアの考え方を導入するのであれば、一定以上の収入低下に対しても、ロスシェアの考え方の導入についてもご検討いただけませんかでしょうか。	No.11の回答を御覧ください。
14	実施方針	6	1	1	(12)					PFI事業者から県への支払い（プロフィットシェアリング）	不可抗力が発生し、計画値まで利益が上がらない年度も想定されます。その場合には計画値に満たなかった金額は補填いただくことを検討いただきたく存じます。	補填はしないものとします。

1. 実施方針に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
15	実施方針	6	1	1	(12)					PFI 事業者から県への支払い（プロフィットシェアリング）	プロフィットシェアの仕組みをいれるのであれば、不可抗力等に起因するロスシェアの検討をお願いいたします。直接的な負担が困難であれば、例えば、1年間の収支ではなく5年間の収支で収益還元を行う仕組み、収支がマイナスの場合は翌年度以降のプラスで吸収といった繰越欠損金と同等の仕組みなどが考えられます。	No.11の回答を御覧ください。
16	実施方針	6	1	1	(12)					PFI 事業者から県への支払い（プロフィットシェアリング）	官民双方の適切なリスク分担を実現するためにも、プロフィットシェアだけでなく、ロスシェアも併せて導入いただくことを希望します。	No.11の回答を御覧ください。
17	実施方針	6	1	1	(13)	1)				建屋及びロータリー	開業準備期間における新県立体育館での記念イベントの実施等によりPFI事業者が原資取得者と見なされず、不動産取得税の課税対象者とされる可能性があることから、開業準備業務開始前に施設の所有権を移転するスケジュールとしていただきますようお願いいたします。	御意見として承ります。
18	実施方針	6	1	1	(13)	2)				駐車場のうち気象台跡地に整備するもの（第2駐車場）	設計期間の確保の観点から、新体育館整備に先行して発生する第2駐車場の整備は新体育館の確認申請と一本化せず、単独の工事として落札者に発注していただきますようお願いいたします。	先行する第2駐車場の整備も事業に含まれます。なお、新体育館の確認申請に当たっては、業務要求水準書（案）に示す敷地境界設定図により敷地を設定してください。
19	実施方針	6	1	1	(13)	2)				駐車場のうち気象台跡地に整備するもの（第2駐車場）	現県立体育館の臨時駐車場とする為の第1段階の工事について、砂利敷ではなく舗装一層分までは施工しておく方が、第2駐車場として供用開始する為の第2段階の工期を短縮することができ、駐車場利用制限期間を短縮することができますので、第2駐車場の施工条件について再考頂けますと幸いです。	業務要求水準書（案）を上回る提案があれば、これを妨げません。ローリング計画や手戻り工事の有無に留意のうえ、御提案ください。
20	実施方針	6	1	1	(13)	3)				駐車場のうち現県立体育館の跡地に整備するもの（第1駐車場）、緑地、遊具広場等	現県立体育館の解体工事について、解体範囲（杭撤去の有無等）を入札公告時には開示頂きたくお願い致します。	現県立体育館の解体時期及び工事範囲については、入札公告時までにお示しします。
21	実施方針	6	1	1	(13)	3)				駐車場のうち現県立体育館の跡地に整備するもの（第1駐車場）、緑地、遊具広場等	現県立体育館の解体工事の想定スケジュールに加えて、解体工事で必要とする範囲についてもご提示願います。	No.20の回答を御覧ください。
22	実施方針	6	1	1	(13)	3)				駐車場のうち現県立体育館の跡地に整備するもの（第1駐車場）、緑地、遊具広場等	現県立体育館の解体工事の想定スケジュール・解体工事で必要とする範囲は『撤去を待たずに整備できる部分』の範囲・工程に大きく影響しますので、令和6年4月15日までにご提示願います。	実施方針中、「現県立体育館の解体を待たずに整備できる部分」とは、原則として業務要求水準書(案)で示す仮囲い想定範囲の内側となります。
23	実施方針	10	2	3						新県立体育館 PFI事業審査会の設置	公表いただいた審査員の方の経歴において、過去設計事務所に所属した経歴があると認識しております。公平性の観点から該当する設計事務所は参画ができないような処置をいただけますでしょうか。	委員構成の公平性に問題があるという認識はありません。

1. 実施方針に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
24	実施方針	11	2	7						事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	入札公告後の協会及び秋田ノーザンハピネッツとの意見交換場は必要と考える。応募者とチームの利害関係の調整を事前に諮る必要あり。	入札公告後の対話については、入札公告時までにお示しします。
25	実施方針	11	2	7	⑤					事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	対話の実施につき、質疑回答の内容を踏まえた上で、対話に参加するために、4/15の質疑回答から最低でも1～2週間程度期間を開けての開催としていただきたく存じます。	御意見として承ります。
26	実施方針	11	2	7	⑨					事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	入札公告後に予定されている秋田ノーザンハピネッツ株式会社及びスポ協との意見交換の場について、意見交換の場を設けていただくことについては県の指示に従いたいと考えます。一方、個別の問い合わせについては、その方法等含めて制限の無いようお願いしたいと考えます。	入札公告後の対話については、入札公告時までにお示しします。他方で、公正な入札を図るため、本事業に関し、入札公告後に同社及び同協会に個別に問い合わせを行うことは不可とします。
27	実施方針	11	2	7	⑤					事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	「4月中旬～5月上旬⑤対話の実施」ですが、より忌憚のない意見交換の場とする為、希望者は県庁等での実開催としていただきますようお願い致します。	遠方からの参加者も想定されるため、公平性の観点からオンライン開催とします。
28	実施方針	12	2	7	⑨					事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	入札公告後、秋田ノーザンハピネッツとの意見交換の場を設けていただきますようお願いいたします。設定のタイミングですが、公告後の質疑を有益なものにするために質疑受付前に1回、また、その後の提案検討を有意義なものにするために、県との対話期間においても意見交換ができる機会を設けていただきますようお願いいたします。	入札公告後の対話については、入札公告時までにお示しします。
29	実施方針	12	2	7	⑩～⑮					事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	7月～10月に予定されている質問の受付や回答に関して前倒しで行っていただけないでしょうか。ご回答内容から提案内容の検討を進めたく前倒しで実施いただきたいです。また、最終時期の回答は、9月中に公表いただかないと提案に反映するのは難しいと考えています。	スケジュールは基本的に原案のとおりとしますが、提案書作成に十分な時間を確保できるよう公表日を出来るだけ早めにする等の対応を検討します。
30	実施方針	12	2	7	⑭					事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	⑭入札参加資格確認後の対話については、可能であれば必要に応じて複数回実施願えませんでしょうか。要求水準等の解釈に関して一度の対話では確認しきれない事項もあろうかと存じます。	入札公告後の対話については、入札公告時までにお示しします。
31	実施方針	12	2	7	⑭					事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	対話内容の公表日を前倒しして頂けますでしょうか（提案内容に影響する内容が含まれる場合、対話内容公表から提案書提出までの期間が短いと考えます）。	No.29の回答を御覧ください。
32	実施方針	12	2	7	⑮					事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	対話内容の公表が10月14日とあり、実質的には提案書提出日の10日前程度となります。公表内容は提案内容に影響する事案も含まれる可能性があることから、10月14日より前倒しで公表いただくことをご検討願います。	No.29の回答を御覧ください。
33	実施方針	12	2	7	⑮					事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	令和6年10月14日の対話内容の公表時期が提案書の提出締切日に対して期間が短いため、対話内容を踏まえた提案の反映が困難と思われる。8月23日～9月11日に行われる事業者対話後、なるべく早く対話内容の公表をして頂きたいです。	No.29の回答を御覧ください。

1. 実施方針に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
34	実施方針	12	2	7	⑮					事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)	対話内容の公表予定日である10月14日から、提案書提出まで2週間程度しかなく、一方に対話内容によっては計画や提案内容の見直しが発生することも予想されることから、対話内容の公表日を早めていただけますでしょうか。	No.29の回答を御覧ください。
35	実施方針	12	2	7	⑮					事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)	⑮対話内容の公表から⑯の入札提出書類(提案書)の受付締切までの期間を、2週間程度延長して頂きたい。	入札提出書類(提案書)の受付締切日を延長する想定はありません。提案書作成に十分な時間を確保できるように対話内容の公表日を出来るだけ早めにする等の対応を検討します。
36	実施方針	12	2	7	⑮					事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)	「10月14日⑮対話内容の公表」ですが、対話の結果を提案内容に反映可能な9月下旬としていただきますようお願い致します。	No.29の回答を御覧ください。
37	実施方針	12	2	7	⑮					事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)	提示されている10月14日では入札提出書類の受付締切に近いため、公表の時期を9月末に早めていただくことを要望します。	No.29の回答を御覧ください。
38	実施方針	14-16	2	8	(4) (11)					対話の実施及び内容の公表(⑤、⑥)	オンライン形式を想定されておりますが、事業者の要望があれば直接対面での実施も可として頂きたくご検討をお願い致します。また、参加者数についても最大3名ではなく、ご相談の余地を残して頂きたいです。	遠方からの参加者も想定されるため、公平性の観点からオンライン開催とします。参加者数については、Zoomへの接続数を3者(PC等3台)までという取り扱いとし、対話の状況を視聴する者の人数については関知しません。
39	実施方針	14-16	2	8	(4) (11)	2)				対話の実施及び内容の公表(⑤、⑥)実施方法	対話についてオンラインを想定されていますが、実開催を希望します。	No.27の回答を御覧ください。
40	実施方針	14	2	8	(4)	3)				対話の実施及び内容の公表(⑤、⑥)申込方法	⑤対話について、参加予定者は最大3名とのことです。発言者は3名までとし、参加できる人数については制限を無くしていただけないでしょうか。	Zoomへの接続数を3者(PC等3台)までという取り扱いとし、対話の状況を視聴する者の人数については関知しません。
41	実施方針	14	2	8	(4)	3)				対話の実施及び内容の公表(⑤、⑥)申込方法	参加予定者は最大3名と記載がありますが、参加できる人数については制限を無くす、あるいは枠を増やしていただけますでしょうか。	No.40の回答を御覧ください。
42	実施方針	14	2	8	(4)	3)				対話の実施及び内容の公表(⑤、⑥)	対話の参加予定者の人数について最大3名とするとのことですが、一つの企業で複数業務を担当することを予定しており、それぞれの担当者が参加させていただきたいと考えているため、最大8名としていただけないでしょうか。	No.40の回答を御覧ください。
43	実施方針	16	2	8	(14)					基本協定の締結(⑱)、仮契約の締結(⑲)及び本契約の締結(⑳)	基本協定書において、構成員または協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合、参画が難しくなる企業が多くいると推察されます。当該違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付け(帰責性を有するものが連帯して負担)としていただけますでしょうか。	御意見として承ります。

1. 実施方針に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
44	実施方針	16	2	8	(14)					基本協定の締結(18)、仮契約の締結(19)及び本契約の締結(20)	基本協定書において、独禁法違反及び談合等により違約金が課される場合、本事業において独禁法違反及び談合等を行った場合に限定して頂きますようご検討をお願い致します。 本事業に限定されない場合、応募グループにとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性があります。	御意見として承ります。
45	実施方針	16	2	8	(14)					基本協定の締結(18)、仮契約の締結(19)及び本契約の締結(20)	基本協定書において、構成員または協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は応募グループとして参入不可となる可能性があるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付け(帰責性を有するものが連帯して負担)として頂きますようご検討をお願い致します。	御意見として承ります。
46	実施方針	16	2	8	(14)					基本協定の締結(18)、仮契約の締結(19)及び本契約の締結(20)	事業契約書において、基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金の規定に関する有効期間は、事業契約締結前までとして頂きますようご検討をお願い致します。	御意見として承ります。
47	実施方針	16	2	8	(14)					基本協定の締結(18)、仮契約の締結(19)及び本契約の締結(20)	「県は、落札者、公益財団法人秋田県スポーツ協会及び秋田ノーザンハピネッツ株式会社との間でPFI事業に関する基本協定を締結する」とありますが、内容によってはリスク分担に関わることも予想されるため、入札公告を待たずにできるだけ早めに公表をいただけますでしょうか。	リスク分担の詳細については、入札公告時までにお示しします。
48	実施方針	17	2	9	(2)	2)				構成員等の資格要件(共通事項)	欠格事由として談合が含まれる場合、本事業に係る談合に限定頂きますようお願い申し上げます。	原因を問わず県が実施する競争入札への参加が制限されている者は、応募グループの構成員、協力企業又は出資予定者となることはできません。
49	実施方針	17	2	9	(2)	3)				構成員等の資格要件(共通事項)	指名停止措置に関しては、「県が行う指名競争入札に関する指名停止の措置」のみ対象とし、「その他の県が行う競争入札に参加するための必要な資格の効力の停止の措置」については対象外としていただけないでしょうか。	当該規定の変更はありません。
50	実施方針	17	2	9	(2)	3)				構成員等の資格要件(共通事項)	指名停止措置に関しては、労災事故による指名停止措置は除外頂きますようお願い申し上げます。 労災事故の予防を行うのは建設企業として当然ではありますが、どんなに尽力しようとしても、その全ては避けられるものではありません。	原因を問わず県が行う指名競争入札に関する指名停止の措置への参加が制限されている者は、応募グループの構成員、協力企業又は出資予定者となることはできません。
51	実施方針	17	2	9	(2)	3)				構成員等の資格要件(共通事項)	本事業に係る労災事故による指名停止措置により、違約金を取るようなことはお止め頂きますようお願い申し上げます。	御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、違約金については入札公告時までにお示しします。
52	実施方針	21	2	10	(2)					著作権	提案書を使用する場合においても個人情報等の観点から、該当箇所の使用可否(黒塗り等の対応)を落札者側にご確認いただくフローとさせていただきますでしょうか。	著作物は、事業者を確認したうえで使用します。

1. 実施方針に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
53	実施方針	23	3	4	(3)					モニタリングの結果による対応	「減額の考え方については、入札説明書等にて提示する」と記載がありますが減額率については一定の限度を設けた上で提案事項とさせていただきたくありませんか。	御意見として承ります。
54	実施方針	26	6	1	(1)					PFI事業者の債務不履行等による事業契約の解除	維持管理・運営期間における、PFI事業者の債務不履行等により課される違約金相当額は、プロジェクトファイナンスの融資対象外であり、一般的に融資金融機関から資金の積み立てを要求され、PFI事業者が調達することになります。違約金が多額になる場合、金利などの費用が増加してしまう可能性がありますので、PFI事業において一般的な維持管理・運営費の年額の10%程度として頂きますようお願い致します。	御意見として承ります。
55	実施方針	27	7	2						財政上及び金融上の支援に関する事項	弊社はPFI法に基づき設立された官民出資の機関であり、コンセッションを含む収益型PFI事業の普及推進のための事業者の資金調達支援や、案件形成支援を業務としております。本事業は混合型のPFI事業として公募される予定だと思っておりますので、公募資料内で弊社の支援対象であり弊社の資金調達支援に応募できる旨をご記載いただくことを検討いただけませんでしょうか。最終的な支援可否は弊社の個別審査結果に依りますが、本件記載追加により弊社が相談に応じることで、幅広い事業者の参加が可能になる効果が見込まれます。文案等詳細は公募資料の公表前にご相談させて頂ければと存じます。	御意見として承ります。
56	添付資料1	1									「PFI事業者の自主事業に係るもの」を含めると、事業者による本事業の目的達成に向けた積極的且つ多様な業務実施の妨げとなる場合が考えられますので、除外して頂きたい。	原案のとおりとします。
57	添付資料1	1								プロフィットシェアリングの考え方	(2) 差額のうち、計画値の15%を超える部分については、その超える部分の80%はPFI事業者に帰属し、20%は県に帰属することとする。とありますが、計画値より下回った場合も同様にするとして頂けないでしょうか？負担も事業者と県で見ると言う事です。(ロスシェアリング) 年度で清算と思われませんが、過去(前年度等)の数字も考慮して頂ける様にならないでしょうか？ 県に還元とありますが、事業で使用出来る様にもお願い出来ればと思います。特に県民への還元で使用出来る様にして頂きたいと思っております。	ロスシェアリングの導入は想定しておりません。利益のうち県に帰属する部分の還元方法は、御意見のとおり、賑わいづくりや施設利用促進に関する取組に還元する方法についても検討しています。

1. 実施方針に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
58	添付資料1	1								プロフィットシェアリングの考え方	対象がPFI事業者の利益とありますが、PFI事業者がSPCの場合、SPCは、利用料金（需要）変動リスクを回避するために、利用料金収入額と同額の業務委託代金を運営企業に支払うことになるため、仮に利用料金収入が上振れしても、利益が増えることはありませんので、SPCの税引前利益をプロフィットシェアリングの対象とすることは、プロフィットシェアリングの目的に合致しないと考えます。従って、プロフィットシェアリングの対象は、利用料金収入とすることが合理的と考えます。	原案のとおりとします。
59	添付資料2									リスク分担表	秋田ノーザンハピネッツのB2リーグへの降格や解散については示されているリスクに含まれているのでしょうか。含まれていない場合においては「相互連携先リスク」を県負担の項目で加えていただけますでしょうか。	需要変動を含め、リスク分担の詳細については、入札公告時までにお示しします。
60	添付資料2									リスク分担表	備品更新はPFI事業者となっておりますが、この更新備品は後日提示予定となっております別紙22 器具備品一覧に示されるものであり、後日提示された際に明らかにPFI事業者の更新区分では事業性が厳しくなると思われるものがあつた場合、再度意見を提出させていただきたくありません。	予定価格には「別紙22 器具備品一覧」に示す備品の更新費用が含まれます。適切な費用を見込んだうえで御提案ください。入札公告前の再度の意見聴取は予定しておりません。
61	添付資料2									リスク分担表	足元の物価変動（高騰）が急激であることから、予定価格と総事業費が折り合わず入札辞退が多く発生しており、内閣府からも1月19日付で通知文書（府政経シ第24号）が発出されています。については、事業契約締結前の物価変動リスクについても、発注者側で一定期間は負担可能とするべく、基準時点を債務負担議決時点とする、もしくは公募時は基準価格にて募集し（入札価格は基準価格を超えても可）後から変動率を調整する、あるいは物価変動に係る協議を可能とするなどの工夫をお願いしたいと思います。	リスク分担の詳細については、入札公告時までにお示しします。
62	添付資料2	1	1	No. 13						税制度変更リスク	サービス購入料にかかる消費税の変更以外の税制変更がすべて事業者リスクというのは事業者の負担が大きいですと考えます。他の税制度の変更についても発注者様で負担することを検討頂きたく存じます。	税制度変更リスクを含め、リスク分担の詳細については入札公告時までにお示しします。
63	添付資料2	1	1	No. 20						第三者賠償リスク	「県の責に帰すべき事由による第三者の損害」以外はPFI事業者の負担とございますが、第三者の責に帰すべき事由による第三者の損害は貴県と事業者間で協議として頂きたい。	リスク分担の詳細については、入札公告時までにお示しします。
64	添付資料2	2	1	No. 24						不可抗力リスク	不可抗力リスクは全て県の負担としていただきたい。	リスク分担の詳細については、入札公告時までにお示しします。
65	添付資料2	2	1	No. 26						保険リスク	保険リスクの火災保険及びそれに付随する保険については、所有者（県）にて付保することが一般的と考えます。コスト削減の面からも県が付保する保険に組み入れるべきと考えます。	維持管理・運営段階における火災保険については、県が付保します。その他の保険はリスク分担表のとおりです。
66	添付資料2	2	1	No. 26						保険リスク	火災保険について、建物所有者は県となりますので県での付保としていただきますようお願い致します。	No.65の回答を御覧ください。
67	添付資料2	2	1	No. 27-28						金利リスク	「金利リスク」について、適用金利はどういったご想定でしょうか。入札公告時に明記いただく必要があると考えます。	入札公告時までにお示しします。

1. 実施方針に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
68	添付資料2	2	1	No. 27 -28					金利リスク	他PFI事業でも採用されているとおり、基準金利がマイナスとなった際の規定につき、今後の公表資料に明記をお願いいたします。	御意見として承ります。
69	添付資料2	3	2	No. 45					物価変動リスク (設計・建設段階)	物価変動リスクについて、公共工事標準請負契約約款に倣い、全体スライド・単品スライド・インフレスライドの3種を定めていただきますようお願いいたします。 また、昨年末に日本PFI・PPP協会が内閣府に以下のとおり提言しておりますが、併せてご検討いただきたく存じます。 提言1：物価変動による改定の初回起算日は、「債務負担行為設定日」又は「入札公告日（公募公告日）」とする。 提言2：物価変動による改定に際し、現在PFI事業契約に規定されている事業者負担（1.0%又は1.5%）をゼロとする。	リスク分担の詳細については、入札公告時までにお示しします。
70	添付資料2	4	3	No. 54					リスク分担表物 価変動リスク (維持管理・運 営段階)	物価変動に伴うサービス対価の改定方法について、入札公告時にお示しいただく事と存じますが、維持管理・運営の物価変動についても開館時までの人件費の上昇等勘案いただきまして、適正な指標にてご配慮いただけますようお願い致します。	御意見として承ります。リスク分担の詳細については、入札公告時までにお示しします。
71	添付資料2	4	3	No. 55 -59					施設・備品損傷 リスク	PFI事業者の責によらない帰責者不明の損害（施設・備品の損傷又は事故・火災等）が発生した場合は、県の負担としていただきたい。不特定多数が出入りする中で帰省者不明の施設・備品の損傷は発生しうると考えますが、長い事業期間の中で発生頻度や度合いを予測することは不可能であり、費用計上することは難しいと考えます。	PFI事業者は建設業務、開業準備及び運営・維持管理業務に係る保険に加入することとし、詳細は入札公告時までにお示しします。
72	添付資料2	5	3	No. 61					情報システムリ スク	情報システムの技術革新は日進月歩かつ、今後の世界市場の動向や我が国の政策にも基づくことであり応募時に予見できないことから、陳腐化リスクは県のリスク負担としていただけませんか。PFI事業者の負担となった場合、当該リスクを負担するために相当額の費用を入札価格に見込まないといけないことになり、県にとってもコストパフォーマンスが悪くなるものと思料します。	情報システムの陳腐化について、原則としてPFI事業者の負担とし、入札提出書類（提案書）の提出時点で通常の見込可能な範囲外であったものについては、合理的な範囲で県が負担することを想定していますが、リスク分担については、入札公告時までにお示しします。
73	添付資料2	5	3	No. 62					盗難リスク	事業者側に落ち度が無い中での盗難は、県の負担としていただきたい。防ぎようのない盗難リスクを事業者負担として取り扱うのは適正ではないと考えます。	リスク分担表にあるとおり、県に帰責制があるものを除き、事業者の負担とします。

2. 業務要求水準書（案）に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
1	業務要求水準書（案）	4	1	4	(2)	2)			事業スケジュール	「現県立体育館の解体」は令和10年度以降に県が別途発注するという事になってはいますが、「新体育館の整備事業」は令和10年7月末までのスケジュールです。両事業場所は隣接しており、工事時期が重なることで工事車両数や騒音振動増加等の周辺負担が大きくなる懸念があります。解体工事の着手は新体育館竣工後としていただきたい。	工事時期が重なることで工事の施工及び周辺状況に与える影響を踏まえ、工期が重複しないように配慮します。
2	業務要求水準書（案）	4	1	4	(2)	2)			事業スケジュール	現県立体育館の解体リスク（工期遅延・不落）等を考量すると今PFI事業の中に解体を含む検討が必要ではないでしょうか。	多面的に検討を行った結果、PFI事業とは分離して発注することとしております。
3	業務要求水準書（案）	4 42	1 3	4 3	(2) (3)	2) 3)			事業スケジュール 第2駐車場	必要台数を確保した上で第2駐車場敷地に余裕がある場合、工事関係者が利用（関係者駐車場・工事事務所設置）することが可能な条件としていただきたい。	第2駐車場については、工事関係者の利用を想定していません。ただし、周辺状況や施設の利用状況等を総合的に勘定して、県の判断により認める場合があります。
4	業務要求水準書（案）	9	1	9					事業期間終了時の引継ぎ等	引継ぎにかかる費用は原則PFI事業者負担とありますが、明らかに次期指定管理者が支払うべきものに関しては次期指定管理者負担としていただけますでしょうか。例えば、「引継ぎにあたっての次期指定管理者人件費や備品等の運搬費などは除く」と追記いただけますでしょうか。	次期指定管理者が負担すべきものは、次期指定管理者の負担とします。
5	業務要求水準書（案）	9	1	9					事業期間終了時の引継ぎ等	運営マニュアル等の資料を用いて引継ぎを行うとありますが、PFI事業者の明らかな独自ノウハウに係る内容は引継ぎ項目に該当しないとしていただけますでしょうか。例えば、「運営に明らかに必要となるマニュアル等以外は除く」と追記いただけますでしょうか。	独自のノウハウとして懸念される場合は、次期事業者に事務引継ぎをすることを前提として運用マニュアル等を作成してください。
6	業務要求水準書（案）	11	2	1	(3)	1)			統括責任者の設置	統括責任者を設計・建設期間と開業準備期間及び維持管理・運営期間で分けることもできるのであれば、事業効率性の観点から個別業務との兼務を認めていただけますでしょうか。	統括責任者と各種業務責任者の兼務は認められません。
7	業務要求水準書（案）	13	2	1	(5)	2)			年度業務報告書及び年度業務報告書の確認	年度事業報告書は各年度終了時から30日以内に提出することとありますが、決算取りまとめの観点から50～60日以内としていただけませんかでしょうか。	県の出納整理期間における事務処理等を考慮し、原案のとおりとします。
8	業務要求水準書（案）	17	3	1	(4)	1)	a		配置計画	丘を残す事によってかかる工期とコストに関して、昨今の財政状況など鑑みると県民の理解を得にくいと考えますので、他の形で憩いの場を計画するよう再考が必要ではないでしょうか。	「別紙8 建屋西側外壁ライン図」の東側に整備し、丘を新体育館の機能の一部として活用することが条件となります。
9	業務要求水準書（案）	17	3	1	(4)	1)	a, b		配置計画	丘を残す範囲や、外壁ラインを明記することは、「より良い丘の提案」をする上で、周辺との管径成や建物配置等への提案の幅を狭めるものと思慮します。丘を残す範囲、外壁ラインについて、提案者の自由とさせていただきます。	「別紙8 建屋西側外壁ライン図」の青ラインの東側への施設配置は、整備上の条件ですので、その範囲内で御提案ください。
10	業務要求水準書（案）	18	3	1	(4)	2)	k		動線計画	丘の上のメンテナンス動線については、軽車両乗り入れ可能な幅員と舗装構造とすることが望ましいと思います。	御意見として承ります。
11	業務要求水準書（案）	20	3	2	(1)	3)			既存機能と新機能について	既存機能か新機能か判断に迷う機能については、対話及び質疑にて明確化させていただきたく存じます。また、事業者によって既存機能と新機能の判断が異なるよう、公平性を担保させていただきたく存じます。	公表している「新県立体育館整備基本計画」や、今後公表する「別紙10 基本計画図」を御参照ください。

2. 業務要求水準書（案）に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	意見・提案等の内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①					
12	業務要求水準書（案）	21	3	2	(2)	1)	b		機能構成	「新機能のエリアは、・・・、新機能に該当する各機能が既存機能のエリア内に点在しないようにすること。」との要求水準がありますが、部分的な範囲で新機能が既存機能エリア内に点在することで、より良い提案につながる可能性が想定されます。基本的には上記要求水準の内容に沿って計画をすることを前提とし、部分的な範囲で新機能が既存機能エリア内に点在することを認めて頂くことは可能でしょうか。	新機能エリアは、御意見にあるとおり、「既存機能のエリアから独立して運用することができるよう、少なくとも1箇所専用出入口を有し、かつ、立体的又は平面的に連続するよう整備し、新機能に該当する各機能が既存機能のエリア内に点在しない」ことが求められ、既存機能エリア内に点在することは想定しません。	
13	業務要求水準書（案）	21	3	2	(2)	1)	b		機能構成	本施設の計画は、「既存機能」と「新機能」を明確に区分した提案が必要があります。同項目、別紙13より、新機能3000㎡を明確に定義できないとき、あるいは、新機能の規模が3000㎡を超えないときには、「新機能」を事業者提案でき、また事業者提案を加点してもらいたい。	御意見として承ります。	
14	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	4)	b		外観計画	県道側からの景観（外観）だけでなく、丘の頂部からの眺望も意識した計画とすることも重要と考えます。	御意見として承ります。	
15	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	5)	c		諸室計画	アリーナ向け新製品のご紹介	御意見として承ります。	
16	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦		情報通信設備	メディア関係者用に無償で使用できるWi-Fi設備を整備する旨記載がありますが、定期的な設備の更新やウイルス対策等のコストがかかることを勘案し、有料化をご検討いただけますでしょうか。	御意見として承ります。	
17	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	k	情報通信設備	不感知対策につきましては「不感知対策設備」の認識相違が発生するといけませんので、「必要に応じて不感知対策をおこなうこと」と表現を変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。不感知対策設備の導入に当たっては、シェアリングの活用など、設置スペースの有効活用等を考慮したうえで御提案ください。	
18	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	k	情報通信設備	将来的な6Gへの対応についての設置スペースですが、将来の技術であり、どの程度スペースを設けるべきか不明なため、削除、もしくは表現を変更いただけないでしょうか。	将来の技術であるため設置スペースについて具体的な基準を設けませんが、拡張性に配慮した提案を期待します。なお、記載に修正がある場合は、入札公告時までにお示しします。	
19	業務要求水準書（案）	28	3	2	(4)	3)	⑩		入退室管理・機械警備設備	セキュリティレベルや来館者、職員等の動線分離に応じて入退室を管理・制御する設備を設けることとありますが、イベント業界的にはメタルキー運用の方が利便性が高いケースも多く、設備に拘りすぎること運用されない無用な設備を設置してしまうこととなりかねません。cに記載の通り最適な方式であれば設備でなくてもよいとさせていただきますでしょうか。	来館者、職員等の動線を適切に分離し、必要なセキュリティレベルが確保することができれば支障ありません。なお、キープランについては協議によります。	
20	業務要求水準書（案）	29	3	2	(4)	4)	①	a	(b)	センターハンギンビジョン	センタービジョンの形状についての条件がありますが、形状についてはある程度の自由度がある方が提案の幅が広がると考えられます。メイン画面は使い勝手の良いアスペクト比16：9を守り、文字情報が視認できる画面サイズを確保するなどの条件として、形状については条件を緩和頂くことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
21	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	①	c	(d)	サイネージ設備	「試合映像等のライブ映像は遅延を1秒以下」について、イベント上すべてのサイネージにおいて試合映像の配信がされることはあり得ないと思われれます。「すべてのサイネージにおいて必須とはしない」等の追記をいただけますでしょうか。	原案のとおりとします。ただし、試合映像の配信は全てのサイネージに対応する必要はありません。利用者の利便性や観客のスポーツ観戦体験の向上に資するよう御提案ください。

2. 業務要求水準書（案）に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
22	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	①	c	(d)	サイネージ設備	「試合映像等のライブ映像は遅延を1秒以下とし、その他の情報と同時に表示できること」と記載がありますが、Bリーグの試合時にカメラで撮影した生データをサイネージ用モニターに表示することを目的としているのでしょうか。（チームが独自に撮影したライブ映像をモニターに出力するなど） Bリーグの場合はバスケットライブの映像をサイネージ用モニターに表示することも考えられますが、その場合はインターネットを経由した表示となるためライブ映像の遅延1秒以下の条件を満たすことは困難だと考えられます。	Bリーグの試合時には、場内カメラ設備で撮影した映像をサイネージ用モニターに表示することが想定されます。具体的な手法は提案によりますが、インターネットを経由せずに表示する方法の場合には、遅延1秒以下の対応は可能と考えます。
23	業務要求水準書（案）	31	3	2	(4)	4)	④	b	(a)	照明設備	照明操作卓は通常イベント演出業者により持ち込みとなると考えられます。また、ムービングライトの照明操作卓はムービング卓と呼ばれる専用の操作卓となり、操作の難易度が高いため講演会などの一般イベントでは利用が困難になると考えられます。 施設に常設する照明操作卓は、式典等でも簡易に操作ができる仕様の機器を設置し、ムービングライト等の高度な演出を行う場合は持ち込みの照明操作卓で対応することが望ましいと考えられます。	御意見として承ります。
24	業務要求水準書（案）	31	3	2	(4)	4)	④	b	(a)	照明設備	ムービングライトは非常に高価な照明機器です。可動部があるため通常の照明機器と比べて故障、不具合の頻度が高く、定期的なメンテナンスも重要となります。演出照明は機器や制御技術の進歩も早く、数年単位で機材を更新することも考慮する必要があります。 また、ムービングライトの操作は、一般の演出照明と違いムービング卓と呼ばれる専用の操作卓が必要となり、専門的な操作技術が必要です。 ムービングライトはインシヤル、ランニング共に非常に運用コストのかかる機材のため、一般的には施設側で保有することは少なく、持込やレンタルで対応することが多いと考えられます。コンサート等の全国ツアー興行では、基本的には演出設備関係はセットされているため、持込で対応となることが多いです。 施設側の常設設備としての演出照明としては、講演会などの一般的なイベント用として最低限の演出照明機器（平凸スポットライトなど）と簡易型の照明操作卓を設置し、持込照明用として照明ボタンと電源、DMXノード等の設置、持込用照明卓への対応など、持込照明を使いやすくする施設インフラ設備を構築することで、イベント時により使いやすく無駄のない運用が可能な施設となると考えています。	御意見として承ります。施設側で設備を保有する場合には、適切な利用料金を設定のうえ、利用者から徴収します。

2. 業務要求水準書（案）に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
25	業務要求水準書（案）	31	3	2	(4)	4)	④	b	(a)	照明設備	ムービングライトは非常に高価な照明機器であり、実質的な耐用年数も短く、稼働と費用対効果に見合わない面があると考えます。つきましては、プランの見直しをいただくか、修理・入替の費用については別途予算にさせていただくなど対策を検討いただきたくお願いいたします。	御意見として承ります。施設側で設備を保有する場合については、適切な利用料金を設定のうえ、利用者から徴収します。
26	業務要求水準書（案）	41	3	3	(3)	1)	④			駐車場管制設備	インターネット・スマートフォン等から駐車場の満空確認及び予約ができるよう計画とありますが、非イベント時は不要なケースが多いと思われ、イベント時はむしろ同機能があることで無用なクレームが発生する恐れがあります。駐車場対策を提案事項とし、eの項目は要求水準から削除していただけないでしょうか。	御意見を踏まえ検討してまいります。
27	業務要求水準書（案）	40	3	3	(1)	2)	a			車両出入口	バス（シャトルバス等）、タクシー乗降用のロータリーを計画地1の南東にある既存の車両出入口付近に整備することとありますが、提案の自由度を確保するため配置の限定をしないように「車両出入口付近に」を削除ください	御意見として承ります。
28	業務要求水準書（案）	40	3	3	(1)	2)	d			車両出入口	バリカー、ボラードは、メンテナンス、緊急車両動線に配慮し、固定式、可動式の配置を明確にすることが重要と考えます。	御意見として承ります。
29	業務要求水準書（案）	42	3	3	(3)	2)				第1駐車場	現県立体育館の引渡し方法は、解体撤去完了後一括引渡しでお願いしたい。	御意見として承ります。
30	業務要求水準書（案）	42	3	3	(3)	2)	a, g, h			第1駐車場	現体育館跡地の引き渡し方法としては、設計路盤構成の下端レベルまではすきとりして、引き渡しして頂けると、第1駐車場整備を円滑に実施することができますので、解体工事の条件整理をよろしくお願い致します。	提案によって望ましい現県立体育館の引き渡し条件が異なるものと想定しています。そのため、解体撤去後は発生残土による整地程度で引き渡しとなることを前提としてください。なお、詳細は協議によります。
31	業務要求水準書（案）	42	3	3	(3)	3)				第2駐車場	現体育館の駐車場の一部が使用できなくなる前までの段階における駐車必要台数により、整備計画が異なりますので、駐車必要台数をご提示願います。	臨時駐車場についても、200台程度としてください。
32	業務要求水準書（案）	42	3	3	(4)	1)				緑地・遊具（広場） 共通	外構や緑地等に雨風に晒される環境下に木製品（ウッドデッキ等）設ける場合は、安全性確保とランニングコスト削減のため耐久性に配慮した材とすることが望ましいと思います。	御意見として承ります。
33	業務要求水準書（案）	42	3	3	(4)	1)				緑地・遊具（広場） 共通	将来の植物管理を行うことは美観維持に繋がることと、結果、ライフサイクルコストの圧縮に繋がる。散水設備の適切な配置が重要と考えます。	御意見として承ります。
34	業務要求水準書（案）	43	3	3	(4)	2)				緑地・遊具（広場） 緑地	緑地において、芝等の植生が活着する前に供用すると、利用者の踏圧により枯損する可能性がある。散水を含めた初期養生を行い、活着を確認した後、発注者、関係団体と協議の上供用開始とすることが望ましい。指定管理者は供用開始が決定するまではそのエリアでのイベントを控えることが望ましいと思います。	御意見として承ります。
35	業務要求水準書（案）	45	4	2	(1)	b				設計業務及びその関連業務	「秋田ノーザンハピネッツ株式会社及び公益財団法人秋田県スポーツ協会の要望を確認・協議の上、基本設計、実施設計に反映すること」とありますが、仕様の変更により事業者が増額費用が生じる場合は貴県に適切にご負担いただきたく存じます。	秋田ノーザンハピネッツ株式会社及び公益財団法人秋田県スポーツ協会の要望については、可能な限り、基本設計や実施設計に反映することを求めています。契約金額の中で対応可能な範囲を想定しています。ただし、県が必要と判断した場合については、県がその費用を別途負担する場合があります。

2. 業務要求水準書（案）に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
36	業務要求水準書（案）	45	4	2	(1)	b			設計業務及びその関連業務（各種関係機関との調整、許認可申請含む）	秋田ノーザンハピネッツ株式会社様及び公益財団法人秋田県スポーツ協会様の要望について、選定後に改めて確認・協議と読み取れます。上記連携事業者様の要望を取りまとめの上、要求水準書として整理いただけますでしょうか。	業務要求水準書は、両者のほか関係団体の要望や意見を聴取した上で作成します。
37	業務要求水準書（案）	45	4	2	(1)	b			設計業務及びその関連業務（各種関係機関との調整、許認可申請含む）	「秋田ノーザンハピネッツ様及び公益財団法人秋田県スポーツ協会の要望を確認・協議の上、基本設計、実施設計に反映すること」とありますが、要望を反映した結果、提案時見込んでいた維持管理費より増大となった場合には、県にて費用負担して頂けますでしょうか。	No.35の回答を御覧ください。
38	業務要求水準書（案）	45	4	2	(1)	b			設計業務及びその関連業務（各種関係機関との調整、許認可申請含む）	秋田ノーザンハピネッツ株式会社及び公益財団法人秋田県スポーツ協会の要望について、選定後に改めて確認・協議と読めます。上記連携事業者の要望を取りまとめの上、要求水準書として整理いただけないか。	No.36の回答を御覧ください。
39	業務要求水準書（案）	46	4	2	(1)	k			設計業務及びその関連業務（各種関係機関との調整、許認可申請含む）	「現体育館の木製客席の活用の検討」とありますが、新体育館が竣工してから現県立体育館を解体するという条件の中で活用可能な客席の範囲と席数をお示し下さい。	入札公告時までにお示しします。
40	業務要求水準書（案）	48	5	2	(1)	d	(d)		基本的な考え方	「建屋の竣工までに・・・施工可能な範囲については・・・整備すること」と記載されていますが、最終形状の丘の1/2以上は、現体育館の解体・撤去が完了後の施工となります。建屋竣工時は、南側からの丘頂上へのアクセスは困難であることから、丘の再整備は現体育館撤去後に第一駐車場と一括施工とさせていただきます。	建屋竣工時は、北側からのアクセスを確保してください。南側からのアクセスは、第一駐車場と合わせて確保することも可能とします。
41	業務要求水準書（案）	49	5	2	(1)	d	(m)		基本的な考え方	「陸上競技場や硬式野球場の使用による工事車両出入口制限を想定すること」と記載されていますが、配置計画上、敷地北側の出入口を使用できないと工事に大きく支障する時期が工期中に存在すると予想されます。年間使用予定の中で特に見込むべき時期や日数がある場合は工程見積条件として提示いただきたい（誘導員などの指定仮設とも）。	いずれの運動施設も週末開催が大半であり、影響は限定的と思われませんが、平日開催や前日準備のため平日であっても一定程度制限されることを想定してください。なお、両施設はともに屋外競技であることから、冬期間の制限はほとんどないと考えてください。
42	業務要求水準書（案）	59	8	1	(4)	2)	a, b		維持管理担当業務担当者の設置	提案後に維持管理、運営にかかる労務単価がある一定の枠を越えて上昇した場合に、人件費等の見直しをする機会やルールを設定してもらいたい	入札公告時までにお示しします。
43	業務要求水準書（案）	60	8	1	(7)	b			第三者への委託の取扱い	第三者への委託について、「委託先からさらに再委託させることはできない」との記載がありますが、非常用発電機などの計装系は、納入メーカーであるA社製、エンジンはB社製など、複数社の製品で構成されている機器があります。動作試験などの都合上、別々に点検することが困難であり、PFI事業者からの点検委託はA社が窓口となり、B社と詳細調整の上、B社へ再委託し、同時に作業することが必要な場合があります。その為、作業内容・機器に応じて委託先からの再委託を認めて頂きたいと考えます。	県の承認があった場合には、SPCから構成員又は協力企業以外の者に再委託することができますが、さらに再委託することは認められません。

2. 業務要求水準書（案）に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
44	業務要求水準書（案）	62	8	2	(2)	1)	a			業務の対象	「業務の対象は、新県立体育館に設置した備品・什器・機材等」とありますが、修理・更新時期の予測がたたない既存施設から移設される器具備品（別紙22）など本事業で新たに整備したものを以外は、修繕・更新・廃棄の対象外として頂き、それらに係る費用は県の負担として頂けますでしょうか。	既存施設から移設する器具備品については「別紙22 器具備品一覧」によりお示ししますが、これらの備品の更新費用等についてもサービス購入料に含まれます。
45	業務要求水準書（案）	64	8	2	(3)	3)	②	d	(d)	外構	除排雪について天候要因によるリスク分担をご検討いただきたい。	長期に亘る気候変動が認められる場合は、不可抗力として扱うことも検討します。
46	業務要求水準書（案）	66	8	2	(7)	1)				業務の対象	植栽管理業務の対象は、計画地内の植栽とする。とあるが、エントランス等のプランター花壇設置などを提案してもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
47	業務要求水準書（案）	69	9	1	(5)	3)				年度業務報告書	年度事業報告書は各年度終了時から1ヶ月以内に提出することとありますが、決算取りまとめの観点から50～60日以内としていただけますでしょうか。	No.7の回答を御覧ください。
48	業務要求水準書（案）	70	9	1	(7)					光熱水費の取扱い	光熱水費は、供用開始から3年目までは原則として事業者の提案金額に基づくものと記載がありますが、著しい物価高騰等があった場合については「双方協議の上、費用補填等することがある」といった条文の追加を検討いただけますでしょうか。	御意見として承ります。
49	業務要求水準書（案）	70	9	1.	(7)	a				光熱水費の取扱い	「供用開始から3年目までは原則としてPFI事業者の提案金額に基づくものとする。4年目以降は、3年目までの使用量を標準使用量とし、そこから変動した場合には改定を行うものとする。」とありますが、4年目以降の金額は提案時の金額から変更される認識かと思われませんが、そうであれば提案時に提出する金額は低い方が有利に働くと思いますので決められた金額を提示頂く方が公平性を保てると思います。	御意見として承ります。
50	業務要求水準書（案）	70	9	1	(7)	a				光熱水費の取り扱い	72項 第9 2. (3) 図表9-2-3に示されている「料金(目安)」にイベントに伴う光熱水費が含まれていない場合、イベント時の光熱水費は、イベント内容(Bリーグ・コンサート等)や収容規模によって使用量が大きく異なり、PFI事業者側でコントロールできない範囲での変動が予測されます。イベント時の光熱水費はイベント主催者負担として頂けますでしょうか。	御意見として承ります。
51	業務要求水準書（案）	72	9	2	(3)					利用料金の考え方	専用利用（Bリーグ）までの観客動員力がないプロリーグや参加者は多いが入場無料のM I C Eなどが、高い施設料金を理由として他会場を利用することがないように段階的な料金を設定してもらいたい。	御意見として承ります。利用料金の考え方については、入札公告時までにお示しします。
52	業務要求水準書（案）	78	11	2	(5)					取締役会の資料及び議事録	全ての取締役会の資料及び議事録を提出することは、事業者にとってかなりの負担になりますので、ご容赦いただけないでしょうか。	御意見として承ります。
53	別紙11									各室条件表	面積の条件が「～以下」となっている室について、提案の柔軟性を考慮し「～程度」と読み替えさせていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。

2. 業務要求水準書（案）に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
54	別紙11	1	No.2							フロアサイズ	バスケットボールやバレーボールなどのメインアリーナを利用する競技を考慮した中で、アリーナの合理性、同時利用できる体育館などを考えさせて、現在のアリーナのフロアサイズの寸法を決定している卓球17面以上を15面以上に変更をお願いします	御意見を踏まえ検討してまいります。
55	別紙11	1	No.7							演出照明設備	同規模の他施設でもムービングライトは借主側の業者が持込む事が一般的と考えます。使用頻度で多少前後しますが、3年程度で消耗するケースが多く、施設の備品とするのは調達・事業期間共にコスト増となると考えます。	御意見として承ります。施設側で設備を保有する場合には、適切な利用料金を設定のうえ、利用者から徴収します。
56	別紙11	9	No.67							観客エリア内コンコース	「～観客が通行するコンコースは、有効幅員：4m以上を確保すること～」とありますが、条件未達になるリスクを避けるため、無用な面積を当てはめる計画になるリスクがあります。「観客の通行、トイレ街ち、利用者の津港、避難などの条件をみたく適切な幅員を計画すること」とし、具体的な幅員については、事業者提案によるものとし、提案内容を審査される中で評価されてはどうか。	御意見として承ります。
57	別紙11	10	No.78							飲食テナントスペース	「共用開始時のテナント入居者の選定について県が行う」と書いておりますが、行政側のリスクを考慮すると事業者任せが良いと思えます。	御意見として承ります。
58	別紙13	1	既存機能エリア	②						可動席・移動席	別紙13 アリーナ座席要件表の「既存機能エリア②可動席・移動席」に記載のある「縦通路間の一列あたりの席数について、コートサイドは12席以下とすること」は、観客席計画の提案の幅を大きく制限され、かつ建物のボリュームにも大きく影響すると考えられます。縦通路間の一列あたりの席数は、避難計画、法令上で支障のない範囲で提案できるように記載を変更頂くことができればより提案の幅が広がる可能性があります。	原案のとおりとします。
59	別紙13	1	既存機能エリア	②						可動席・移動席	別紙13 アリーナ座席要件表の「既存機能エリア①固定席②可動席・移動席」に座席寸法として「横幅：500mm以上」の記載がありますが、観客席計画の提案の幅を大きく制限され、かつ建物のボリュームにも大きく影響すると考えられます。 「バスケットボールセンターコート時のサイドラインに面する範囲の座席寸法は横幅：500mm以上とする。その他の範囲については、Bリーグホームアリーナ検査要項2026-2027シーズン新B1用の基準を満たす座席幅以上とする。」などの記載に変更頂くことができれば、チケット単価に合わせた座席のバリエーション計画を含めてより良い提案につなげることができると考えられます。	No.58の回答を御覧ください。
60	別紙13	1	既存機能エリア	②						可動席・移動席	「既存機能エリア」に記載のある「座席寸法は横幅500mm以上、奥行900mm以上とすること」とありますが、これらの基準寸法以上の提案が可能な与件になっていません。最低基準である前記の数値以上の提案、または基準席数以上の提案を行った際には、加点要素として高く評価してほしい。	御意見として承ります。

2. 業務要求水準書（案）に関する意見・提案の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・提案等の内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
61	別紙20	1								仮囲い範囲 想定図	東側の仮囲いをカイズカイブキの西側に配置すると仮囲いの控えが側道に設けることになり、実際には側道を重機が利用することができません。新県立体育館の丘への影響を低減するためできるだけ東に設けるためにも、工事中の車両が側道に配置できるように、カイズカイブキへの日射を確保したうえで東側仮囲い位置をカイズカイブキの植栽の東側に変更頂きますようお願いいたします	仮囲い位置は、公園管理者である秋田市との協議により決定したものであるため、提示した範囲内に設置してください。